



施行区域境界一覧表	
①～②	都市計画道路3.4.18越谷駅前線の計画幅員の中心線を境とする。
②～③	都市計画道路3.4.18越谷駅前線の計画幅員の中心線の延長と境界線を結んだ線を境とする。
③～④	都市計画道路3.4.18越谷駅前線の区域境とする。
④～⑤	都市計画道路3.4.18越谷駅前線の区域境と都市高速鉄道東武鉄道伊勢崎線の東側境界線とする。
⑤～⑥	都市計画道路3.5.47赤山町弥生町線の区域境とする。
⑥～⑦	都市計画道路3.5.48弥生町中町線の計画幅員の中心線を境とする。
⑦～⑧	都市計画道路3.5.48弥生町中町線の計画幅員の中心線の延長と都市計画道路3.3.41越谷市役所通り線の計画幅員の中心線を結んだ線を境とする。
⑧～①	都市計画道路3.5.48弥生町中町線の計画幅員の中心線の延長と都市計画道路3.3.41越谷市役所通り線の計画幅員の中心線の延長と都市計画道路3.4.18越谷駅前線の計画幅員の中心線との交点を結んだ線を境とする。

凡 例	
施行区域 約 2.6 ha	
壁面の位置の制限 (参考)	

越谷駅東口第一種市街地再開発事業の変更計画図 2

0 10 20 40 80m